令和５年度

（令和５年４月～令和６年３月）

環境経営レポート

ー　エコアクション２１　ー

令和６年５月１日作成

株式会社 高橋産商

目　　次

頁

目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１．事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
⑴　事業所名及び代表者
⑵　所在地
⑶　環境保全関係責任者及び担当者の連絡先
⑷　事業内容
⑸　事業の規模
⑹　会社設立
⑺　資本金
⑻　認証・登録範囲

２．許可内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４～８

３．施設等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９～１０

４．組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

５．環境経営目標(令和４年度～令和６年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

６．環境経営目標の達成に向けての活動計画、並びに達成状況と評価・・・・・１３～１６

７．環境法規制等の遵守状況など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７～１８

８．教育訓練の記録及び社会貢献活動記録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９～２０

９．代表者による評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

環　境　経　営　方　針

基 本 理 念

“限りある資源を大切にし、「安全・安心・信頼」のおける仕事をし、広く社会に貢献する”の企業理念の下、エコアクション２１を強く推し進め、持続可能な社会の実現へ向けて環境活動の継続的改善に取り組みます。

行 動 指 針

1．事業活動において、法律、条例、地元協定および自主規制を順守します。
2．SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいきます。
3．委託された廃棄物は適正かつ安全な処理を行い地域環境との調和を目指します。
4．事業活動に伴う環境負荷（二酸化炭素、排水量）の低減に取り組み、環境への配慮に努めます。
5．全社員に、環境に対する意識を周知徹底すると共に、環境意識の向上を図ります。また、積極的に情報を開示します。

令和２年４月１日

株式会社　　高 橋 産 商

代表取締役 高 橋 信 参

１．事業の概要

（１）　事業所名及び代表者

株式会社　高橋産商　代表取締役　　髙橋信参

（２）　所在地

本　　社　　〒331-0811　埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目５番１２号

営　業　所　　〒333-0811　埼玉県川口市戸塚１－４－２９－４０５

（当営業所は事務連絡場所として使用のため認証登録対象範囲外）

駐　車　場　　〒331-0811　埼玉県さいたま市北区吉野町２丁目５番１号外５筆

（無人のため認証登録対象範囲外）

（３）　管理責任者及び担当者の連絡先

環境管理責任者　髙畑　真澄

担　　当　　者　髙畑　真澄

連絡先　電話：048-652-8884

ＦＡＸ：048-652-0715

（４）　事業内容

一般廃棄物の収集運搬業務、産業廃棄物収集運搬業務、産業廃棄物（発泡スチロール）中間処理業務、段ボール及び古紙の収集運搬業務

（５）　事業の規模

活動規模	単　位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般廃棄物収集運搬量	t	6,943	5,766	6,545
（内訳）再資源化ごみ	t	1,163	123	1,104
可燃ごみ	t	5,189	5,260	5,106
不燃ごみ	t	0	0	0
缶・ビン類・ペットボトル（再資源化量）	t	591	383	334
（内訳）缶	t	243	56	57
ビン類	t	48	159	121
ペットボトル	t	300	168	156
紙類（再資源化量）	t	1,869	2,396	2,330
（内訳）新聞紙	t	7	6	0
段ボール	t	1,600	1,980	2,315
その他紙	t	262	410	15
産業廃棄物収集運搬量	t	6,331	5,729	6,886
（内訳）発泡スチロール	t	251	222	207
その他	t	6,080	5,507	6,679
中間処理量（内訳）発泡スチロール	t	251	222	207
売上高	百万円	696	696	739
従業員	人	56	59	57
事業所延べ床面積	㎡	265	265	265
事業所敷地面積	㎡	1,051	1,051	1,051
駐車場面積	㎡	2,062	2,062	2,062

排出事業者から収集運搬した数値です。

（６）　会社設立　　昭和 52 年 5 月 1 日

（７）　資本金　　1,500 万円

（８）　認証・登録範囲　　全組織・全活動(川口営業所及び駐車場を除く)

２．許可内容

（１） 産業廃棄物処分業

令和６年５月13日

	さいたま市
許可番号	10120001217
許可年月日	令和４年12月８日
有効期限	令和９年11月８日
事業の範囲	溶融減容
許可品目	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）

（２）有資格者

令和６年５月１日

資　格　種　類	取得者数
産業廃棄物中間処理施設技術管理士	２名
〃　　焼却施設　　〃	１名
〃　　最終処分場　　〃	１名
〃　破砕・リサイクル　　〃	１名
〃　有機性廃棄物資源化施設　〃	１名
産業廃棄物収集運搬業許可講習会修了者	７名
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可講習修了者	２名
〃　　管理責任者講習修了者	２名
産業廃棄物処分業許可講習修了者	２名
産業廃棄物等実務管理者講習修了者	１名
運行管理資格者	１名
衛生管理者	１名
ＥＣＯ検定修了者	４名
緑化エコ養成講座修了者	１名
グリーン購入講座修了者	１名
普通救命講習Ⅰ修了者	15名
リサイクルマスター3級修了者	13名

（３）産業廃棄物収集運搬業　　令和６年５月13日現在

	埼玉県	東京都	千葉県	茨城県	栃木県
許可番号	01101001217	1300001217	01200001217	00801001217	00900001217
許可年月日	令和５年１月６日	令和５年１月22日	令和５年11月16日	令和元年11月12日	令和元年９月21日
有効期限	令和９年11月８日	令和10年１月21日	令和10年10月24日	令和６年９月13日	令和６年９月20日
車輌登録台数	52台	52台	34台	35台	35台
許可品目　（燃え殻）	○				
（汚泥）	○	○	○	○	○
（廃酸）	○			○	○
（廃アルカリ）	○			○	○
（廃油）	○	○	○	○	○
（廃プラスチック類）	○	○	○	○	○
（紙くず）	○	○	○	○	○
（木くず）	○	○	○	○	○
（繊維くず）	○	○	○		
（動植物性残さ）	○	○	○	○	○
（金属くず）	○	○	○	○	○
（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	○	○	○	○	○
（がれき類）	○㊟１	○㊟１	○㊟１	○	○

	群馬県	神奈川県	愛知県	福島県
許可番号	01000001217	01400001217	02300001217	00707001217
許可年月日	令和元年９月10日	令和５年11月15日	令和元年８月５日	令和４年１月25日
有効期限	令和６年９月９日	令和10年７月22日	令和６年８月４日	令和９年１月24日
車輌登録台数	35台	33台	10台	35台
許可品目　（燃え殻）		○		
（汚泥）	○	○	○	○
（廃酸）	○	○	○	○
（廃アルカリ）	○	○	○	○
（廃油）	○	○	○	○
（廃プラスチック類）	○	○	○	○
（紙くず）	○	○	○	○
（木くず）	○	○	○	○
（繊維くず）	○	○	○	○
（動植物性残さ）	○	○	○	○
（金属くず）	○	○	○	○
（ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）	○	○	○	○
（がれき類）	○	○㊟１	○㊟１	○㊟１

㊟１…石綿含有産業廃棄物を含む。

（４）特別管理産業廃棄物収集運搬業

	埼玉県
許可番号	01150001217
許可年月日	令和４年９月21日
有効期限	令和９年８月14日
車輌登録台数	11台
許可品目　（廃油）	○
（廃酸）	○
（廃アルカリ）	○
（感染性産業廃棄物）	○

一般廃棄物収集運搬業許可一覧表

令和６年５月１日

	許可自治体	許可番号	許可証内容	許可年月日	有効期限	取り扱う廃棄物の種類
1	さいたま市	さいたま市廃許可第 142 号	一般廃棄物処理業許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	事業ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器廃棄物、道路公園等清掃ごみ、食品廃棄物
2	上尾市	第 45 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	一般廃棄物（し尿を除く）
3	東松山市	東松廃産第 0311018 号	許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	一般廃棄物（ごみ）
4	志木市	許可第 5－4 号	志木市一般廃棄物処理業許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	一般廃棄物
5	吉見町	吉衛許可第 15 号	一般廃棄物処理業許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	可燃ごみ
6	坂戸市	許可第 1305 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	燃やせるごみ、燃やさないごみ、資源紙、資源カン、資源ビン、資源紙
7	西東京市	許可一廃第 5-4 号	許可証	R5 年 4 月 1 日	R7 年 3 月 31 日	事業系一般廃棄物
8	熊谷市	指令熊廃許可第 210 号	熊谷市一般廃棄物収集運搬業許可証	R5 年 10 月 1 日	R7 年 9 月 30 日	一般廃棄物（ごみ）
9	春日部市	春日部市許可第 051030 号	一般廃棄物処理業許可証	R5 年 10 月 1 日	R7 年 9 月 30 日	春日部市内全域における一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）
10	鴻巣市	鴻環収運許第 2-17 号	一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	一般廃棄物
11	桶川市	桶指令リ第 1-20 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	一般廃棄物（ごみ）
12	川口市	指令資循　第 20 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ、粗大ごみ
13	川越市	許可番号第 25 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	事業系一般廃棄物（ごみ）
14	北本市	北市環許第 6-10 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	一般廃棄物(事業系)
15	久喜宮代衛生組合	久宮衛指令第 7 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	一般廃棄物（ごみ）
16	狭山市	第 38 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	事業ごみ、
17	蓮田白岡町衛生組合	11808-10-018	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	一般廃棄物（登録事業所から発生する事業系ごみに限る）
18	所沢市	許可番号第 20 号	所沢市一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ
19	富士見市	許可第 157 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	事業系一般廃棄物全般
20	新座市	許可第 6-10 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ(可燃・不燃・粗大)、リサイクル資源、食品ﾘｻｲｸﾙ

21	東久留米市	6 許可第 26 号	許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	厨芥類・紙屑・木屑
22	清瀬市	許可 06 第 4 号	一般廃棄物収集運搬業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	可燃ごみ・紙くず・食品残さ等
23	羽生市	第 3 号	許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ
24	伊奈町	伊奈町　許可第 7 号	一般廃棄物処理業許可書	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ（可燃物、不燃物）
25	入間市	入間市許可第 21 号	入間市一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ
26	朝霞市	第 19 号	一般廃棄物処理業許可証	R6 年 4 月 1 日	R8 年 3 月 31 日	ごみ(食品廃棄物に限る)
27	埼玉西部環境保全組合	第 2－29 号	一般廃棄物処理業許可証	R4 年 11 月 8 日	R6 年 11 月 7 日	一般廃棄物

管理責任者：髙橋信参

３．施設等の状況

（１）　収集運搬関係

運搬車両　　令和 6 年 5 月 13 日

用途	車種	台数	用途
収集運搬車両	パッカー車	40 台	産業廃棄物・一般廃棄物
収集運搬車両	平ボディ及びウィング車 バン	17 台	産業廃棄物・一般廃棄物
収集運搬車両	脱着式コンテナ車	2 台	産業廃棄物
発泡処理	発泡減容車	1 台	産業廃棄物
フォークリフト	トヨタ 1.8ｔ（充電式）	1 台	運搬・積込み

※発泡スチロールは、㈱高橋産商にて処理しておりますが、それ以外の品目はすべて他の中間処理業者に処理を委託しております。

収集運搬量につきましては、令和 5 年度に委託された一般廃棄物の収集運搬量は 6,545ｔ（内訳：再資源化ごみ 1,104t、可燃ごみ 5,106ｔ）であります。

缶・ビン・ペットボトル類は 334ｔ（内訳：缶 57ｔ、ビン類 121t、ペットボトル 156ｔ）であり、紙類等は 2,330ｔ（内訳：新聞紙 0ｔ、段ボール 2,315ｔ、その他紙 15ｔ）であります。

受託した産業廃棄物は 6,886ｔ（内訳：発泡スチロール 207ｔ、その他 6,679ｔ）を収集運搬しております。

（２）　中間処理関係

中間処理施設

施設名	処理能力	許可年月日及び有効期限	用途
シグマ EAP-1500SS-AC （固定式）	1.2ｔ／日	許可　令和 4 年 12 月 8 日 有効期限 令和 9 年 11 月 8 日	溶融・減容
山本製作所ＲＥ－1500 （車載式）	1.2ｔ／日	許可　令和 4 年 12 月 8 日 有効期限 令和 9 年 11 月 8 日	溶融・減容

（参考）　廃棄物処理料金

処理料金につきましては、種類、量により計算致します。
なお、お見積りも致しますので下記担当までご連絡下さい。

営業担当者　髙橋信参
電話：048-652-8884
FAX　：048-652-0715

中間処理業　処理フロー
（発泡スチロール）

1. 排出事業者

（スーパー他）

（**回収**）

収集運搬業者

埼玉県許可番号
01101001217

（株式会社　高橋産商）

中　間　処　理　業　者（中間処理）

株式会社　高橋産商（さいたま市許可番号：10120001217）

受け入れ

分別
（色物・汚れ物を分別し、シール等をはがす作業）

機械へ投入

破砕

減容・固化
（電気で溶融しブロック化）

売却

（Ａランク商品として、ＮＣＴ化学株式会社及び有限会社中川ケミカルに販売）

４．組織図

令和 6 年 5 月 13 日現在

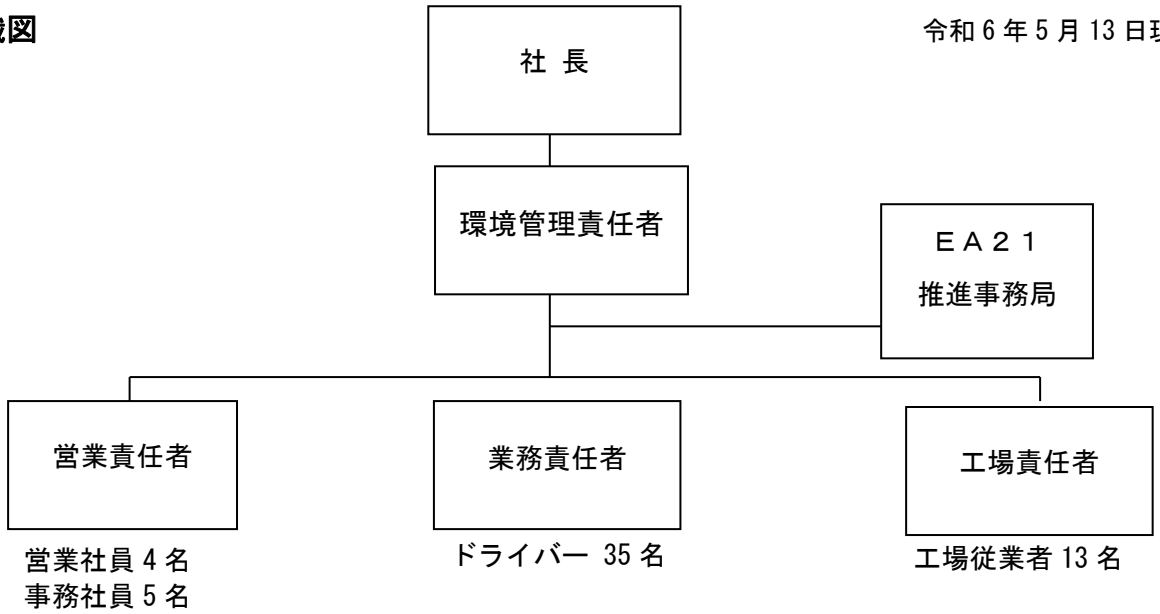

	役割・責任及び権限
１．社 長	・環境方針を定める。 ・環境管理責任者の任命 ・EA21 の評価と見直し及び指示 ・事故及び緊急事態発生の対応及び指示
２．環境管理責任者	・EA21 の構築・運用実施及び推進・周知徹底 ・全社目標を設定し、実施状況を評価し社長に報告する。 ・苦情処理の対応実施 ・環境関連法対応の遵守徹底
３．営業責任者	・EA21 を取引先にアピールする。
４．業務責任者	・ドライバーの教育、会議の実施及び報告 ・ドライバー及び車両の安全管理の徹底 ・緊急事態発生を社長に報告する。
５．工場責任者	・作業環境の改善。 ・5Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔・誠実（当社の 5S）の徹底。
６．ＥＡ２１推進事務局	・管理責任者の指示事項徹底 ・環境管理データの収集 ・文書作成 ・5Ｒ（①リデュース・発生抑制②リュース・再使用③リサイクル・再生利用④リフューズ・不要な物を貰わない、買わない⑤リペア・修理して使う）の周知徹底

作成日：令和５年５月１日
作成者：髙畑　真澄

５．環境経営目標（令和４年度～令和６年度）

			令和３年度（基準年度）	令和４年度	令和５年度	令和６年度
			総量	目標 2%減（98%）	目標 3%減（97%）	目標 4%減（96%）
環境配慮	電力の削減	(kWh)	78,183kWh	76,620kWh	75,837kWh	75,055kWh
	収集運搬車の燃料削減	(ℓ)	272,546ℓ	267,095ℓ	264,369ℓ	261,644ℓ
	総排水量削減	(m3)	975m3	956 ㎥	946 ㎥	936 ㎥
	二酸化炭素排出量の削減	(kg-CO_2)	737,479kg-CO_2	730,104 kg-CO_2	722,729 kg-CO_2	715,535 kg-CO_2
	一般廃棄物排出の削減	(kg/年)	470 kg	465 kg	460 kg	455 kg
	産業廃棄物の削減	(kg/年)	1,440 kg	1,425 kg	1,411 kg	1,396 kg
ﾘｻｲｸﾙ率の向上	発泡スチロールの再生量の増大 総量（ｔ/年） 毎年 1%増やす		269 t	271t	273t	275t
人材確保	人材の増員を行い質の高いサービスを目指す。 前年度＋1 名増員			+1 名/年	＋1 名/年	＋1 名/年

・数値設定の考え方は、下記のとおりです。
　平成 27 年度の東京電力二酸化炭素排出係数：0.441 kg－CO_2/kWh
・化学物質は取扱っておりませんので目標設定はしておりません。

６．環境経営目標の達成に向けての活動計画並びに達成状況と評価

1.電力の削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1.空調の適温化 2.不使用機器のコンセントを抜く 3.使用しない場所の照明は消灯する 4.使用しない時の PC モニター電源 OFF 5.クールビズ、ウォームビズ運動 6.未使用・非稼働設備の電源 OFF	各部門責任者	通年	○

2.収集運搬車の燃料軽油削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1.車両の点検、メンテナンス徹底 2.アイドリングストップの徹底 3.効率の良い配車を計画する 4.効率の良いルートを計画 5.急加速・急停車の防止 6.KEEP38 運動 7.事故ゼロ運動	業務責任者	通年	○

3.総排水量の削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1.洗車時・清掃時の雨水の有効活用 2.細目に水を止める 3.節水に留意する	業務責任者	通年	○

4.二酸化炭素排出量の削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1.車両の点検、メンテナンス徹底 2.アイドリングストップの徹底 3.効率の良い配車を計画する 4.効率の良いルートを計画 5.急加速・急停車の防止 6.KEEP38 運動 7.事故ゼロ運動	業務責任者	通年	○

5. 一般廃棄物の削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1. 分別による古紙のリサイクル化 2. ミスコピーの防止 3. 両面印刷 4. 廃棄物置場の整理整頓	各部門責任者	通年	○

6. 産業廃棄物の削減

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1. 分別の徹底 2. 排出事業者に分別と異物除去の要請 3. 廃棄物置場の整理整頓	業務責任者	通年	○

7. 発泡スチロール資源化の推進

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1. 排出事業者へ再資源化の呼びかけ 2. 新規取引先の開拓	営業責任者	通年	○

8. 人材確保

活動項目	責任者	活動時期	実施状況
1. ホームページの有効活用 2. 求人媒体の活用	採用担当者	通年	○

達成状況と評価

〈削減活動〉　　評価日　令和６年５月１日

取り組み項目	達成状況 （年度末で考える）	評　価 （結果と次年度の取り組み）	評価者	SDGｓの取り組み
電力の削減	目標：75,055kWh 令和５年度実績 67,279kWh 目標値比－10.4%	目標に対して－10.4%削減出来た。 節電に対する意識も強く、今回も目標達成へと繋がった。 引き続き、節電に対する意識の向上を持続し、節電へと取り組んで行きたい。	髙畑	
収集運搬車の燃料軽油削減	目標：261,644ℓ 令和５年度実績 286,014ℓ 目標値比＋9.3%	目標に対し、＋9.3%増加という結果になった。 収集運搬量の増加に伴い、走行距離が増えた為。 引き続きエコドライブを推進し、燃料費削減に取り組んでいきたい。 事故ゼロ運動を定期的に開催し、安全運転の徹底を促し、更なるエコドライブの推進をする。	髙畑	
総排水量の削減	目標：936 ㎥ 令和５年度実績 714 ㎥ 目標値比 -23.8%	目標に対し、-23.8%削減出来た。 節水に対する意識が持続し、今回も達成へと繋がった。この結果を糧にまた取り組んで行きたい。	髙畑	
二酸化炭素排出量の削減	目標：722,729 kg-CO2 令和５年度実績 795,519kg-CO2 目標値比　+10%	目標に対し、+10%という結果になった。 電力の削減は出来ている為、徹底してアイドリングストップやエコドライブを推進する。	髙畑	

一般廃棄物の削減	目標：455 kg/年 令和５年度実績 395kg/年 目標値比 −13.2%	目標に対し、−13.2%削減出来た。 この結果を糧に、更に分別の指導及び、リサイクルの推進運動の徹底を行いたいと思います。	髙畑	12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に 具体的な対策を
産業廃棄物の削減	目標：1,396 kg/年 令和５年度実績 1,310 kg/年 目標値比 −6.2%	目標に対し、−6.2%削減出来た。 分別により更に、産業廃棄物の削減へと取り組んで行きたい。	髙畑	12 つくる責任 つかう責任

評価日　令和６年５月１日

〈プラス方向の活動〉

取り組み項目	達成状況	評　価 （結果と次年度の取り組み）	評価者	SDGｓの取り組み
発泡スチロール資源化の推進	目標：275ｔ／年 令和５年度実績 207ｔ／年 目標値比 −24.8%	目標に対し−24.8%でした。 小売店や飲食業からの回収量が減少した事が要因。再度、取引様にリサイクルの啓発を促す。	髙畑	12 つくる責任 つかう責任
人材確保	目標：＋1名/年 令和５年度実績 ０名/年 目標値比０名	目標に対し０名でした。 今後も継続的にホームページの活用や求人検索の上位になる様に変更をしています。	髙畑	8 働きがいも 経済成長も

※化学物質は取扱っておりませんので目標設定はおこなっておりません。
※平成 27 年度の東京電力二酸化炭素排出係数：0.441 kg－CO_2/kWh

７．環境関連法規制等の遵守状況

令和６年５月13日
代表取締役　髙橋信参

適用される環境関連法規制等遵守状況は、次のとおりです。

○	×	―

法規制等	具体的な要求事項	評価事項	結果
廃棄物処理法（一般廃棄物）	・第７条　各自治体の許可取得	・２年に１回更新	○
	・第７条　排出事業者との契約の締結	・契約書、覚書の有無	○
食品リサイクル法	・第１１条　排出事業所自治体食品リサイクル許可申請	・毎月の運搬量の報告	○
家電リサイクル法	・第４５条　家電リサイクル券の管理（自社分）自社使用の家電の廃棄の有無	・自社使用分の家電の廃棄は無	―
第１３７号 廃棄物処理法（産業廃棄物）	・第１４条　各自治体の許可取得	・５年に１回の更新	○
	・第１４条　排出事業者との契約の締結	・契約書、覚書の有無	○
	・第１２条の第３項　紙マニフェストの管理	・５年間保存	○
	・第１２条の第３項　電子マニフェストの管理	・JWNET 一括管理	○
	・第１２条の第３項　紙マニフェストの発行	・収集運搬時の紙マニフェストの携帯	○
	・第１２条の第３項　電子マニフェストの発行	・収集運搬時の受け渡し確認票の携帯	○
	・第１２条の第３項　産業廃棄物管理票交付等状況報告書	・所轄行政機関への届出（毎年６月末）	○
	・第１４条の第１項　産業廃棄物の収集運搬及び処分の実績報告書	・収集運搬は埼玉県へ、処分はさいたま市へ実績報告書の届出（毎年６月末）	○
道路交通法	・第７０条・第７１条　道路交通法遵守	・安全運転の励行と教育	○
	・第８条　道路通行禁止区域の通行許可	・所轄２警察署許可更新（毎年）	○
道路運送車輌法	・第４８条　日常点検の励行	・日常点検表記入の励行	○
	・第４８条　定期点検の実施	・記録簿の管理	○
	・第４７条の第２項　運行前･後点検の実施	・記録簿の管理	○
	・第４８条　運行日報、タコグラフの記入の励行	・日報、タコグラフの管理	○
NOx・PM 法	・第４０条　粒子状物質排出基準適合	・８都県指定粒子状物質減少装置	○
埼玉県生活保全環境条例	・第４０－４２条　アイドリングストップ掲示板	・アイドリングストップ掲示板を構内及び駐車場に設置	○

東京都環境確保条例	・第３４条の第２項・第３７条 東京都適合車標章交付申請 ・第５１条　エコドライブの実施	・東京都適合車輌交付 ・加減速時の運転、アイドリングストップの教育	○ ○
騒音規制法	・第５条　工場機械稼時の騒音と機械メンテナンス	・午前 9 時から午後 4 時 30 分まで及び稼動前後の給油	○
悪臭防止法	・第４条　塵芥車の清掃	・洗車後の防虫消臭剤の噴霧	○
下水道法	・第１２条　車輌、工場等の清掃	・油分分離装置の設置	○
消防法	・第１０条の第２項　消火器の設置	・事務所、休憩室及び工場、有効期限の確認交換	○
フロン排出抑制法	・第１６条　業務用エアコンの使用	・不使用	―

・環境関連法規制等の遵守状況を評価した結果、環境法規制及び関係当局よりの違反はありませんでした。
　また、提訴並びに外部からの苦情は会社設立以来ありませんでした。
・表上部の評価に関して、○は適合、×は不適合、―は該当無しという意味です。
・第１４条の第１項　産業廃棄物の収集運搬及び処分の実績報告書に関して、各都県（埼玉県、さいたま市、東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神奈川県、愛知県、福島県）への届出も同様です。

８． 教育訓練の記録

（１）消火訓練

・実施日　　令和５年９月２日
・場所　　弊社構内（洗車場前）
・対象　　担当者とドライバー(24 名)
・内容　　消火器による消火訓練(手順の改正は無)

担当者の指示による消火準備

目標に向けてホースしっかり握り消火

（２） 安全運転講習会

・実施日　　令和６年３月 12 日
・場所　　自動車販売会社 会議室
・対象　　ドライバー
・講習内容　　ドライブレコーダーなどの事故映像から危険や事故について学ぶ

講習会風景

（３）社内勉強会

・実施日　　令和６年５月２日　（月１回、第３木曜日に実施）
・場所　　休憩室
・対象　　全ドライバー
・講習内容　　会社からの伝達事項、各部門の問題、ドライバーからの提案

（４）地域貢献活動

・活動内容　　事務所及び弊社駐車場周囲の清掃活動
・活動日　　毎月第３週の間内

弊社駐車場の清掃活動
（毎月１回）

弊社駐車場周囲道路の清掃活動
（毎月１回）

（５）その他の活動

・実施日　　令和 6 年 5 月 12 日
・活動内容　　ガーデニング（ゴーヤ）

まだ成長途中でしたが、綺麗な花が咲きました。

（６）減容機入れ替え

・減容機名　：エコアクションパッカーSS
・導入日　　：平成 28 年　9 月 26 日

エコアクションパッカーSS（本体）

メインスイッチ

９．代表者による評価と見直し

令和６年６月１日

株式会社 高橋産商
代表取締役 髙橋信参

（活動期間　令和５年４月～令和６年３月）

１．全体の評価と計画

令和５年度においても、引き続き様々な課題に直面しましたが、売上は昨年比で 6%増加しました。この成果は、全社員の努力と一貫した環境経営の取り組みの結果であり、大いに評価したいと思います。

*削減活動　：電力消費量、総排水量、廃棄物排出量について、全ての項目で目標を達成しました。特に電力消費量の削減に関しては、前年対比で目標を 2%上回る結果となりました。

*燃料使用量と二酸化炭素排出量　：残念ながら、燃料使用量と二酸化炭素排出量については依然として増加傾向にあります。令和６年度には、さらに１台の EV トラックを導入し、これらの数値の改善を図りたいと考えています。

*発泡スチロールの回収量　：発泡スチロールの回収量が減少している点については、営業活動や排出事業所への分別排出指導を強化し、改善を図ります。

*人材確保　：持続的な求人活動と手厚い福利厚生の提供により、魅力的な働きやすい環境をアピールし、組織の人材確保を進めていきます。

2. 環境目標達成に向けての改善点

令和６年度の環境経営目標を達成するため、以下の改善点に取り組みます。

1. 教育訓練の充実　：全社員に対する環境教育の強化を図り、環境意識のさらなる向上を目指します。特に、持続可能な開発目標（SDGs）に対する理解を深めるための研修を定期的に実施します。

2. EA21 活動の推進　：エコアクション 21（EA21）の活動を継続し、全社員にその重要性を浸透させることで、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを強化します。

3. コミュニケーションの強化　：内部および外部のステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、環境活動の透明性と信頼性を向上させます。

以上の取り組みを通じて、令和 6 年度も引き続き環境経営の改善と持続可能な社会の実現に向けた努力を継続してまいります。

環境経営方針	☑ 変更なし	□ 変更あり
環境経営目標・計画	☑ 変更なし	□ 変更あり
実施体制	☑ 変更なし	□ 変更あり